

# 設置が、まだお済でない方へ！

～ 火災からあなたと家族を守る ～

## 住宅用火災警報器をつけましょう

平成16年6月の消防法の改正により、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けされました。

### ■ 住宅用火災警報器とは？

- ・ 火災が発生した時に、自動的に火災の煙(熱)を感知し、警報音(ピーピーピー)や音声(火事です、火事です)で知らせてくれる器具です。
- ・ 感知器の種類には、**煙式**と**熱式**があります。

### ■ どこに設置するの？



- 就寝に使用する部屋の天井又は壁体に煙式の警報器を設置する。
- 2階に就寝する居室がある場合、2階の踊り場の天井又は壁体にも設置する。
- 台所は設置の義務ではありませんが台所からの出火が火災原因の上位に入っています。できるだけ設置することをお勧めします。  
また、台所に警報器を設置する場合は、**熱式**の設置をお勧めします。

### ■ 何で寝室なの？

近年の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。以下同じ。)の発生状況を経過別に見ると、**逃げ遅れが最も多く、全体の約6割**を占めています。(年齢別では高齢者が6割、要因別では逃げ遅れが6割)

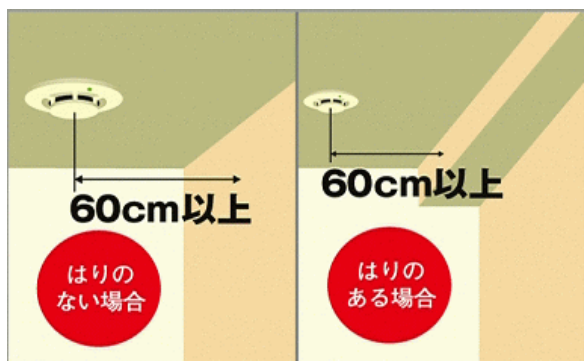
また、死者の発生状況を時間帯別にみると、火災件数は起きている時間帯が多い一方で、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。

つまり、**就寝時間帯が、昼間に比べて人命の観点で危険性が高い**と言えるのです。(就寝時間帯が昼間に比べ、人命の観点で危険が高い)

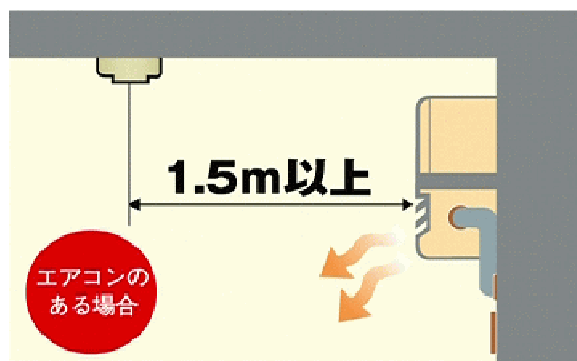
このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、「**寝室**」に設置することとされました。

## ■ 取付ける位置は？

### 【 天井取付けの場合 】

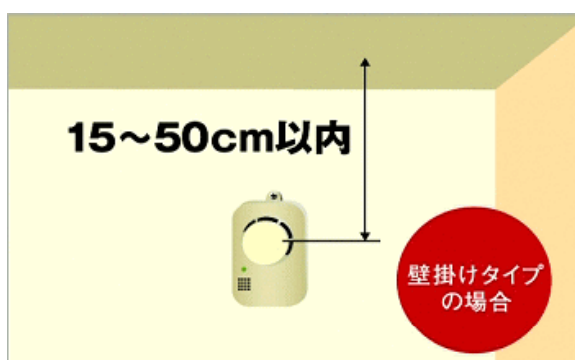


火災警報器の中心を壁体(はり)から60cm以上離して設置してください。



エアコン等の噴出し口から1.5m以上離して設置してください。

### 【 壁取付けの場合 】



天井から15cm～50cm以内に、火災警報器の中心がくるように設置してください。

## ■ どこで買えば良いの？

住宅用火災警報器は、防災設備取扱店や家電量販店及びホームセンター等で販売されています。

また、火災警報器を購入する場合は、検査基準をクリアした日本消防検定協会の「NSマーク」が付いたものを選びましょう。



「NSマーク」

## ■ 悪質な訪問販売等に注意！

- ◎ 消防職員の服装をよそおい販売をする。
- ◎ 消防職員が火災警報器や消火器を販売することはありません。
- ◎ 住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリング・オフ制度が適用されます。  
(契約書を受け取った日から8日以内であれば、契約を解除できる制度です。  
上記の件について不安に感じたら、下記の消費生活相談窓口へお問い合わせ下さい。

消費生活相談窓口【お問い合わせ先】	
鹿児島県消費生活センター	TEL 099-224-0999
鹿屋市消費生活センター	TEL 0994-31-1169
東串良町(企画課・企画広報係)	TEL 0994-63-3131
肝付町(企画課・商工観光係)	TEL 0994-65-2511
錦江町(産業振興課・経済チーム)	TEL 0994-22-0511
南大隅町(商工観光課・商工係)	TEL 0994-24-3111